



CCSBT-CC/1710/10

A Comparison of CCSBT's Transshipment and Minimum Standards for Inspection in Port Resolutions

CCSBT 転載決議と港内検査の最低基準に関する決議との比較

1.0 Introduction 序論

The Secretariat examined CCSBT's Transshipment and Minimum Standards for Inspection in Port¹ Resolutions and found some areas where the two Resolutions overlap but the specifications/requirements differ. The Secretariat has proposed revisions to the Transshipment Resolution to try to make it more consistent with the Port Inspection Resolution in areas where this could be beneficial and appropriate.

事務局は、CCSBT の転載決議及び港内検査の最低基準に関する決議¹について精査し、二つの決議間で重複しつつも仕様／要件が異なっている部分があることを確認した。事務局は、転載決議と港内検査決議との一貫性を高めることによりメリットがあり、また適当と考えられる部分について、その一貫性を高めるための転載決議改正案を提案した。

The Secretariat has also taken this opportunity to propose revisions to two additional areas of the CCSBT's Transshipment Resolution.

また事務局は、この機会を捉えて、CCSBT 転載決議における追加的な修正を 2 点提案した。

2.0 Areas where Specifications/ Requirements Differ 仕様／要件が異なっている分野

For Members' information, the Secretariat has compiled a brief table (**Attachment A**) of its interpretation of:

メンバーへの情報提供として、以下に関する事務局の解釈を表（別紙 A）にとりまとめた。

- The different scenarios in which each of the two Resolutions apply, and
二つの決議がそれぞれ適用される異なるシナリオ
- Three areas of overlap/difference (a – c below) where it could be beneficial if the text of the two Resolutions is more consistent.
両決議の文言の一貫性を高めることにメリットがあると考えられる重複／相違している三つの分野（以下の a から c）

These three areas are:

三つの分野は以下のとおり。

¹ Hereafter referred to as the 'Inspection in Port' Resolution 以下「港内検査」決議という。

- a) the way in which the type of SBT (product) covered by each Resolution is specified;
各決議によりカバーされる SBT（製品）のタイプの特定方法
- b) the prior notification requirements for foreign fishing vessels (specifically LSTLVs²) wishing to request entry into designated Member/CNM port for the purpose of transshipping SBT; and
SBT の転載を目的としてメンバー／CNM の指定港への入港を要請している外国漁船（具体的には LSTLV）に対する事前通報要件
- c) the data and information submission requirements.
データ及び情報の提出要件

3.0 Proposed Draft Revisions to Enhance Consistency 一貫性を高めるための改正案

The Secretariat has proposed some revisions to the CCSBT's Transshipment Resolution to try to improve the consistency between it and the Port Inspection Resolution with respect to items a) and b) above. These proposed revisions are discussed in more detail in section 3.1 below and are provided as tracked changes at **Attachment B** (paragraphs 1 and 23 respectively). The currently adopted Port Inspection Resolution is provided for reference at **Attachment C**.

事務局は、CCSBT 転載決議と港内検査決議の間の一貫性の改善を試みるため、上述の a) 及び b) に関連して、CCSBT 転載決議の一部改正案を提案した。これらの改正案はセクション 3.1 で詳細に検討しており、見え消し修正を別紙 B に示した（修正案はパラグラフ 1 及び 23）。参考までに、現在採択されている港内検査決議を別紙 C に示した。

The Secretariat has not proposed any revisions with respect to item c), but it is discussed in section 3.2 below.

事務局は、事項 c) にかかる改正案は示していないものの、セクション 3.2 で検討した。

3.1 Details of the Draft Proposed Revisions 改正案の詳細

Details about the draft proposed revisions with respect to items a) and b) are as follows:

事項 a) 及び b) に関する修正案の詳細は以下のとおりである。

- The Port Inspection Resolution applies to specified vessels carrying “SBT or fish products originating from SBT”, whereas the Transshipment Resolution applies to “SBT” but does not specify the inclusion of, “fish products originating from SBT”.

港内検査決議は、「SBT 又は SBT に由来する魚の製品」を輸送している特定の船舶に対して適用される一方、転載決議は「SBT」に適用されるものの、「SBT に由来する魚の製品」には適用されない。

To provide consistency in this area, the Secretariat is proposing adding a definition of “Southern Bluefin Tuna” to paragraph 1 of the Transshipment Resolution that includes, “fish products originating from SBT”.

² LSTLV means a tuna longline fishing vessel with Freezing Capacity; a vessel is deemed to have Freezing Capacity if it has a freezer which is capable of storing more than 500 kilograms of SBT at -30°C or below. LSTLV とは、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船を指す。500 kg 以上の SBT を -30 度以下で保管する能力を備えた冷凍後を保有している場合、該船は LSTLV と見なされる。

これに関する一貫性を確保するため、事務局は、転載決議のパラグラフ 1 における「みなみまぐろ」の定義に「SBT に由来する魚の製品」を追加することを提案する。

- Paragraph 23 specifies the prior notification required to be given for in-port transshipments by LSTLV masters in the Transshipment Resolution as, “at least 48 hours in advance or immediately after the end of fishing operations if the time to the port is less than 48 hours”.

転載決議のパラグラフ 23 では、「転載開始の少なくとも 48 時間前までに、又は港までの時間が 48 時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに」として、港内転載に当たっては LSTLV の船長による事前通報が必要であることを規定している。

The Secretariat is proposing revising this timeframe to match that required by the Port Inspection Resolution - which is at least 72 hours before the estimated time of arrival at the port, or an alternative timeframe as specified by the Port State³.

事務局は、このスケジュールを港内検査決議が定める要件、すなわち「港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに」、又は寄港国によって定められた代替的なスケジュールに従う形に修正することを提案した³。

This would make the prior notification time-frames of the two Resolutions consistent, and allow the Port State sufficient time to prepare for any planned inspections.

このことにより、二つの決議に基づく事前通報のスケジュールが同じものとなり、また寄港国が予定している検査に関する準備に十分な時間が確保できるようになるものと考えられる。

3.2 Port Entry Data/Information Submission Requirements 入港に関するデータ／情報の提出要件

Currently both Resolutions’ data submission requirements need to be fulfilled when foreign Member/CNM-flagged LSTLVs request entry to designated Member/CNM ports for the purpose of in-port transshipments of SBT. **Attachment A (c)** provides a comparison of how these differ and partially overlap.

現在、両決議のデータ提出要件は、外国であるメンバー／CNM に船籍を置く LSTLV が SBT の港内転載を目的としてメンバー／CNM の指定港への入港を要請する際に履行されなければならない。別紙 A (c) では、両決議のどこがどのように異なっているか、及び一部重複があるかどうかの比較を示した。

There could be an opportunity to amalgamate these data submission requirements onto one common port entry request form attached to both Resolutions. The Secretariat has not included any specific proposal with regard to this possibility. However, Port State Members/CNMs may wish to consider making such a proposal if it might potentially simplify the information collection process required by these two

³ In cases where Members/CNMs have provided the required port entry notification timeframes in accordance with the Port Inspection Resolution, these are published on the [CCSBT’s website](#). メンバー／CNM が港内検査決議に従って入港申請にかかる事前通報のスケジュールを提示している場合には、当該スケジュールは [CCSBT ウェブサイト](#) において公開される。

Resolutions.

両決議に共通の入港要請様式を添付することにより、これらのデータ提出要件を統合することも検討し得る。事務局は、この可能性については具体的な提案を行っていない。しかしながら、寄港国であるメンバー／CNMは、これら二つの決議によって必要な情報収集プロセスの簡素化につながる可能性があると考えた場合には、こうした提案の検討を求める可能性がある。

4.0 Additional Proposed Revisions 追加的な改正案

The Secretariat also noticed an opportunity to propose revisions to an additional two areas of the current Transshipment Resolution, and details of these are provided in sections 4.1 and 4.2 below.

また事務局は、現行の転載決議のさらに二か所の改正提案を考えており、その詳細はセクション 4.1 及び 4.2 に示した。

4.1 Proposed Revisions to References to CCSBT's VMS Resolutions CCSBT VMS 決議の参照部分に関する改正案

Paragraphs 7 and 8 of the Transshipment Resolution currently refer to CCSBT's 2006 and 2008 VMS Resolutions. If the Extended Commission agrees a new consolidated CCSBT VMS Resolution (refer to paper CCSBT-CC/1710/09), then this would be a good opportunity to update the Transshipment Resolution to refer to the consolidated VMS Resolution rather than the 2006 and 2008 VMS Resolutions. While 'tidier', these revisions are not absolutely necessary because paragraphs 7 and 8 already refer to the current VMS Resolutions, "and any successor Resolution, including any future revisions thereto".

現行の転載決議パラグラフ 7 及び 8 では、2006 年及び 2008 年の CCSBT VMS 決議を参照している。拡大委員会が新たな統合 CCSBT VMS 決議（文書 CCSBT-CC/1710/09 を参照）に合意した場合、転載決議において 2006 年及び 2008 年の VMS 決議ではなく統合 VMS 決議を参照するようアップデートすることを検討することは有益である。これによりさらに整頓された形とすることができるが、現行のパラグラフ 7 及び 8 では既に現行の VMS 決議について参照しており、かつ「及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って」と規定しているので、必ずしも改正は要しない。

4.2 Proposed Revision to Annex II: Observer Tasks 付属書 II : オブザーバーの任務にかかる改正案

Annex II of CCSBT's Transshipment Resolution, paragraph 6c), specifies that observers shall:

CCSBT 転載決議付属書 II のパラグラフ 6 (c) は、オブザーバーは以下を行わなければならないとしている。

"issue a daily report of the Carrier Vessel's transshipping activities".

「運搬船の転載活動の日別報告を発出する」

The Secretariat has recently learned that daily reports of the Carrier Vessel's transshipping activities are produced by observers, but they are *not* issued/transmitted to the Observer Programme Consortium *daily* as specified in this paragraph. They are instead summarised by the observers and then issued/transmitted to the Observer

Programme Consortium every five days. Therefore, the Secretariat is proposing a revision to Annex II - paragraph 6c) to reflect the practical 'every 5-day' arrangements that currently occur.

運搬船による転載活動の日別報告はオブザーバーによって作成されるものであるが、事務局は最近、オブザーバーがこのパラグラフの規定のとおり「毎日」日別報告を発効しオブザーバーコンソーシアムに毎日送信することはしていないことを認識した。その代わりに、日報はオブザーバーにより要約され、オブザーバー計画コンソーシアムに5日ごとに発効/送信されている。このため、事務局は、実際に行われている「5日ごと」の対応を反映すべく、付属書IIパラグラフ6(c)の改正を提案している。

5.0 Summary まとめ

Members are invited to consider and decide whether to agree any of the proposed draft revisions presented in this paper.

メンバーは、本文書に提示した改正案の全てについて検討し、これに合意するかどうかを決定するよう招請されている。

Differences between the Transshipment Resolution and the Port Inspection Resolution

転載決議と港内検査決議との間の相違点

ITEM No. ¹ 事項 番号	TRANSHIPMENT RESOLUTION 転載決議 (with respect to in-port transhipments) (港内検査決議との関連部分)	PORT INSPECTION RESOLUTION 港内検査決議
	Resolution applies to: 決議の適用対象:	Resolution applies to: 決議の適用対象:
	Member/CNM-flagged LSTLVs ² seeking to tranship SBT in any foreign ports designated for such transhipments by the Flag State of the LSTLV (refer to paragraph 21) メンバー/CNM に船籍を置く LSTLV ² であって、LSTLV の旗国により SBT の転載を行うために指定された外国の港において SBT の転載を行おうとする LSTLV (パラグラフ 21 を参照)	Member/CNM-Flagged foreign fishing vessels ³ seeking access to designated Member/CNM ports for the purpose of landing and/or transhipment, when carrying SBT or fish products originating from SBT that have not been previously landed or transhipped at port (refer to paragraph 2) メンバー/CNM に船籍を置く 外国漁船 ³ であって、以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬しており、陸揚げ及び/又は転載を目的としてメンバー/CNM により指定された港への入港を要請する外国漁船 (パラグラフ 2)
	Type of product specified by Resolution: 決議が規定する製品のタイプ:	Type of product specified by Resolution: 決議が規定する製品のタイプ:
a)	Southern Bluefin Tuna (SBT) みなみまぐろ (SBT)	Southern Bluefin Tuna (SBT) or fish products originating from SBT みなみまぐろ (SBT) 又は SBT に由来する魚の製品
	Paragraph 23 Notification requirements: パラグラフ 23 報告要件:	Paragraphs 11 & 12 Notification requirements: パラグラフ 11&12 報告要件:
b)	Must notify the required information to the Port State authorities: 寄港国の当局に対して必要な情報を通知しなければならない。 - At least 48 hours in advance, or 遅くとも 48 時間前までに、又は - Immediately after the end of fishing operations if the time to the port is less than 48 hours (and the Port State must have enough time to examine the information) 港までの時間が 48 時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに	Must notify the required information to Port State Members/CNMs: 寄港国であるメンバー/CNM に対し、必要な情報を通知しなければならない。 - At least 72 hours before the estimated time of arrival at the port (para 11) 港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに (パラグラフ 11)、 OR 又は - The port Member may prescribe a longer or shorter notification period than specified in

¹ 'Item Number' corresponds to the three areas (a – c) noted in section 2 of the paper 「事項番号」は、本文書セクション 2 で指摘した三つの分野 (a - c) に対応している。

² LSTLV means a tuna longline fishing vessel with Freezing Capacity; a vessel is deemed to have Freezing Capacity if it has a freezer which is capable of storing more than 500 kilograms of SBT at -30°C or below LSTLV とは、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船であって、摂氏 -30 度以下で 500 キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。

³ The Minimum Standards for Inspection in Port Resolution applies to "foreign fishing vessels, including carrier vessels other than container vessels, carrying SBT or fish products originating from SBT that have not been previously landed or transhipped at port (hereinafter referred to as "foreign fishing vessels")" – refer to paragraph 2 港内検査の最低基準に関する決議は、「以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬する外国漁船 (ただしコンテナ船以外の運搬船を含む。以下「外国漁船」という。)」に対して適用される (パラグラフ 2 を参照)。

	(この場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない)	<p>paragraph 11, taking into account, <i>inter alia</i>, the type of fishery product, the distance between the fishing grounds and its ports. In such a case, the port Member shall inform the CCSBT Secretariat, which shall publish the information promptly on the CCSBT website (para 12)</p> <p>寄港国であるメンバーは、特に水産物の種類、漁場と港の間の距離を考慮して、パラグラフ 11 の規定よりも長い、又は短い通知期間を定めることができる。このような場合、寄港国であるメンバーは、CCSBT 事務局に対してこれを通知するものとし、CCSBT 事務局は、当該情報を遅滞なく CCSBT ウェブサイトに掲載するものとする (パラグラフ 12)</p>
	<p>Paragraph 23 Data/ information requirements:⁴ パラグラフ 23 データ・情報の要件</p>	<p>Paragraph 11 Data/ information requirements: パラグラフ 11 : データ/情報の要件</p>
c)	<p>Must provide: 以下を提出しなければならない。</p> <p>a) the name of the LSTLV and its number in the CCSBT record of fishing vessels; LSTLVの船名及びCCSBT許可船記録における番号</p> <p>b) the name of the Carrier Vessel [to which the SBT will be transhipped] and its number in the CCSBT Record of Carrier Vessels authorised to receive transhipments, 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船のCCSBT記録における番号</p> <p>c) the product to be transhipped; 転載される製品</p> <p>d) the tonnage by product to be transhipped; 転載される製品別のトン数</p> <p>e) the date and location of [the intended] transhipment; 転載の日時及び位置</p> <p>f) the major fishing grounds of the SBT catches. SBT漁業の主要な漁場</p>	<p>Must provide: 以下を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - As a minimum standard, the information set out in Annex A [of the Port Inspection Resolution] 最低限の基準として、[港内検査決議の] 別紙 A に定める情報

⁴ The data items highlighted in grey appear to be data elements that are already collected on the Annex A form of the Port Inspection Resolution, and so submission of these items appears to be duplicated between the two Resolutions 灰色に着色したデータ項目は、港内検査決議別添 A 様式において既に収集されているデータ項目であると考えられることから、これらの項目の提出は二つの決議間で重複しているものと考えられる。

大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議
(第 ~~2423~~ 回委員会年次会合 (2017~~2016~~ 年 10 月 ~~12-10~~—13 日) において改正)

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) は、

違法、無規制、無報告 (IUU) 漁業活動が、CCSBT によって採択された保存管理措置の有効性を阻害することから、その根絶の必要性を考慮し、

組織的なまぐろロンダリング活動が行われ、IUU 漁船による相当数の漁獲物が正式に許可された漁船の名の下に転載されてきたことに、**重大な関心**を表し、

それゆえに、大型漁船の水揚物の管理を含め、転載行為の監視を確実にするという**必要性**を意図し、

CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) の完全性を維持する必要性に**考慮**し、転載が遵守上のリスクを増している分野の一つであることを認識し、

みなみまぐろ (SBT) 資源の科学的評価及び漁獲証明制度と合わせた SBT 製品の追跡の改善のため、かかる大型まぐろ漁船から SBT の漁獲データを収集することの必要性を**考慮**し、

CCSBT 条約第 8 条パラグラフ 3 (b) に従い、次のとおり合意した。

セクション 1. 総則

用語

1. この決議の適用上、

- (a) 「LSTLV」は、冷凍能力を備えたまぐろはえ縄漁船をいう。
- (b) 「運搬船」は、LSTLV から転載される SBT を受けとる全ての船舶であって、コンテナ船を除くものをいう。
- (c) 「冷凍能力」：摂氏 -30 度以下で 500 キログラム以上の保持能力を有する冷凍庫を備えている場合、当該漁船は冷凍能力を備えているものとみなされる。
- (d) 「みなみまぐろ」又は「SBT」とは、みなみまぐろ又はみなみまぐろに由来する魚の製品をいう。

2. 「LSTLVs」に関する洋上転載を監視するための計画下にある場合を除き、全ての LSTLV による SBT の転載活動は、港内で行われなければならない。メンバー又は CNM が、自国 LSTLV による洋上転載を認める場合には、かかる転載は本決議のセクション 2、3 及び 5、及び付属書 I 及び II に定義された手続きに従い実施されなければならない。

3. メンバー及び協力的非加盟国 (CNMs) は、港内において SBT が転載される際、当該国の旗を掲げる LSTLVs が、本決議のセクション 2、4 及び 5 及び付属書 I に定められた義務を遵守するよう確保するため、必要な措置を講じなければならない。

セクション 2. SBT の転載を受けとることを認められた船舶の記録

4. 事務局長は、LSTLVs から洋上又は港内において SBT を受けとることを認められた運搬船について、CCSBT 記録を創設し、これを維持しなければならない。本決議の目的のため、記録にない運搬船は、転載活動における LSTLVs からの SBT の受けとりを認められていないものとみなされる。

メンバー及び CNM は、以下を確保しなければならない。

- a) 他の RFMO により許可されなかった運搬船に許可を与えないこと
- b) 他の RFMO の IUU 船舶リストに掲載されている運搬船に許可を与えないこと

5. メンバー及び CNM は、CCSBT 事務局長に対し、可能であれば電子媒体にて、LSTLVs から転載物を受けとることを認められた運搬船のリストを遅滞なく提出しなければならない。各メンバーは、運搬船のリストへのあらゆる追加、削除及び/又はあらゆる改変といった変更が生じた時点で、事務局長に対し、速やかにこれを通知しなければならない。当該リストは以下の情報を含まなければならない。

- 1 船籍
- 2 CCSBT 記録番号 (該当する場合)
- 3 ロイド/IMO ナンバー (可能な場合)
- 4 船名、船舶登録番号
- 5 過去の船名 (該当する場合)
- 6 過去の船籍 (該当する場合)
- 7 他の登録からの削除の詳細 (該当する場合)
- 8 国際信号符字
- 9 船舶の種類、長さ、総トン数 (GT) 及び積載能力
- 10 船主及びオペレーターの氏名及び住所
- 11 転載を許可された期間

6. 事務局長は、CCSBT 運搬船記録を維持し、メンバー及び CNM の船舶に関し通知された機密保持の要件に合致した方法で、CCSBT ウェブサイトへの掲載を含む電子的手段を通じて、当該記録の周知を行うための措置を講じなければならない。

7. メンバー及び CNM により洋上及び港内転載を認められた運搬船は、*CCSBT 漁船監視システム*の創設に関する決議 (201708年) を含む全ての適用される CCSBT の決議及び決定、全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って運用されている漁船監視システム (VMS) を稼働状態で搭載していることが要求されなければならない。
8. 洋上及び港内転載を行う LSTLVs は、CCSBT の漁船監視システム*の開発と導入*に関する決議 (20172006年) のパラグラフ3、及び全ての将来の修正を含む今後の全ての決議に従って、VMS の搭載と稼働が要求されなければならない。

セクション 3. SBT の洋上における転載監視計画

9. 委員会は、LSTLVs 及び洋上においてそれら漁船から転載物を受ける権限を付与された運搬船にのみ適用される SBT の洋上転載監視のための計画を策定する。委員会は、本決議をレビューし、適当であれば修正を行わなければならない。
10. メンバー及び CNM は、自国 LSTLVs の洋上転載を認めるか否かを決定しなければならない。
11. メンバー及び CNM の主権の及ぶ水域における LSTLVs による転載は、関係沿岸国又は漁業主体の事前許可が条件となる。沿岸国又は漁業主体の事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。
12. メンバー及び CNM は、自国に置籍する LSTLVs がパラグラフ 13 及び 20 の条件に従うことを確保するため、必要な措置を講じなければならない。

船籍が置かれる国又は漁業主体の許可

13. LSTLVs は、船籍が置かれる国/漁業主体の事前許可を得ないかぎり、洋上における転載は認められない。事前許可の原本又は写しが LSTLV 上に保持され、及び CCSBT オブザーバーが要請した際に利用可能な状態にしておかなければならない。

通知義務

漁船：

14. パラグラフ 13 の事前許可を受けるにあたり、LSTLV の船長及び/又は船主は、その旗国又は漁業主体に対し、予定している転載の少なくとも 24 時間前に以下の情報を通知しなければならない。

- a) LSTLV の船名及び CCSBT 許可船舶リストにおける番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品別のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT 漁獲の地理的位置

15. 当該 LSTLV は、旗国である国又は漁業主体、及び適切な場合は沿岸国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、付属書 I に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。

運搬船：

16. 運搬船の船長は、転載開始前に、当該 LSTLV が CCSBT の洋上転載監視計画（付属書 II パラグラフ 14 の費用の支払いを含む）に参加しており、パラグラフ 13 の旗国である国又は漁業主体による事前許可を得ていることを確認しなければならない。運搬船の船長は、このような確認なしにいかなる転載も開始してはならない。

17. 運搬船の船長は、CCSBT 事務局及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、転載終了後 24 時間以内に、洋上において転載物を受けとることが認められている運搬船にかかる CCSBT 記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない。事務局は、受領した全ての転載申告書を LSTLVs の旗国又は CNM に対して四半期毎に送付するとともに、旗国又は CNM は、受領済みの転載申告書に照らしてこれらを照合するものとする。

18. 運搬船の船長は、水揚げを行う国又は漁業主体の所管当局に対し、水揚げの 48 時間前までに、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録の番号とともに、CCSBT 転載申告書を送付しなければならない。

地域オブザーバー計画

19. メンバー及び CNM は、付属書 II の CCSBT 地域オブザーバー計画に従い、洋上で転載する全ての運搬船に CCSBT オブザーバーを乗船させることを確実にしなければならない。CCSBT オブザーバーは、本決議の遵守及び特に転載された SBT の数量と CCSBT 転載申告書に報告された漁獲量が合理的な範囲で一致すること、及び可能であれば漁船のログブックにおける記録及び CDS 文書のとおりであることを観察しなければならない。

20. 船舶は、事務局長に適切に通知された不可抗力の場合を除き、CCSBT 地域オブザーバーをとまなわない、洋上における転載の開始又は継続は、禁じられなければならない。

セクション 4. SBT の LSTLV 港内転載監視計画

21. 効果的な港内転載検査のため、漁船の旗国は、その漁船がみなみまぐろの転載を行う外国の港を指定し、その他の外国の港における転載を禁止するとともに、指定された寄港国との間で、効果的なモニタリングに必要な関連情報を共有するために連絡をとらなければならない。

22. 港内転載は、以下のパラグラフ 23 から 29 に定める手続きに従う場合のみ実施されるものとする。

通知義務

漁船：

23. LSTLV の船長は、転載開始の少なくとも 7248 時間前までに、又は CCSBT ウェブサイト において公開されている港内検査に関する CCSBT の最低基準に従ってメンバー／CNM により特定された期限までに港までの時間が 48 時間以内である場合には漁業操業終了後直ちに、寄港国の当局に対して以下の情報を通知しなければならない。~~後者の場合、寄港国が情報を分析するために十分な時間がなければならない。~~

- a) LSTLV の船名及び CCSBT 許可船記録における番号
- b) 運搬船の船名及び洋上において転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- c) 転載される製品
- d) 転載される製品別のトン数
- e) 転載の日時及び位置
- f) SBT 漁業の主要な漁場

24. LSTLV の船長は、転載時、その旗国又は漁業主体に対して以下を情報提供しなければならない。

- a) 製品及び数量

- b) 転載の日時及び場所
- c) 受けとる運搬船の船名、登録番号及び船籍、及び洋上で転載物を受けとることが認められた運搬船の CCSBT 記録における番号
- d) SBT 漁獲の地理的位置

25. 当該 LSTLV の船長は、旗国又は漁業主体に対し、転載後 15 日以内に、CCSBT 許可船舶リストにおける番号とともに、**付属書 I** に定められた様式に従い、CCSBT 転載申告書を作成し、送付しなければならない¹。

運搬船：

26. 運搬船の船長は、寄港国の当局に対し、運搬船に転載予定の SBT の数量について、転載開始の 24 時間前より以前に情報提供しなければならない。

27. 運搬船の船長は、転載終了から 24 時間以内に CCSBT 転載申告書を作成し、寄港国の当局、LSTLV の旗国であるメンバー/CNM、及び CCSBT 事務局に送付しなければならない。当該転載申告書の写しは、運搬船上に保持されなければならない。

28. 運搬船の船長は、SBT を含む転載物の受けとり後に転載港を離れた後、その転載された SBT の陸揚げの少なくとも 48 時間前までに、パラグラフ 27 にいう CCSBT 転載報告書の写しを作成し、陸揚げが行われる予定の陸揚げ国又は漁業主体の所管当局に送付しなければならない。

寄港国及び陸揚げ国の協力

29. 上述のパラグラフにいう寄港国及び陸揚げ国は、受領した情報の正確性を確認するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。また、報告された漁獲量、転載量及び陸揚げ量が報告された各船舶の漁獲量と一致することを確保するため、LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM の作業に協力しなければならない。この確認作業は、船舶に対する干渉及び不自由を最小化するとともに、魚の品質低下を避けるように行われなければならない。

¹ SBT が運搬船に移される前に一時的に固定冷凍庫に移送される場合、LSTLV は、SBT が固定冷凍施設に移送された日から 15 日以内に、転載申告書を作成し、その旗国又は漁業主体に対して、また可能な場合は沿岸国又は漁業主体に対して、これを送付しなければならない。このような場合は、運搬船の代理人は、運搬船の船長に代わって転載申告書に署名しなければならない。

セクション 5. 一般条項 (全ての転載)

30. 漁獲証明制度 (CDS) に関する CCSBT の保存管理措置の有効性を次により確保する。

a) CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書の確認に際し、LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、転載が各 LSTLV の報告した漁獲数量と一致することを確保しなければならない。

b) LSTLVs の旗国であるメンバー及び CNM は、本決議に則り転載が行われたことを確認した後、転載された魚について CDS により求められる必要な CCSBT CDS 文書を確認しなければならない。洋上転載の場合、この確認は、CCSBT 地域オブザーバー計画を通じて得られた情報に基づくものでなければならない。

c) メンバー及び CNM は、LSTLVs の漁獲した SBT がメンバー又は CNM の領域内に輸入される際には、CCSBT 許可船舶リストにある漁船に対して確認された必要な CCSBT CDS 文書及び CCSBT 転載申告書の写しの添付を求めなければならない。

31. メンバー及び CNM は、年次会合の 4 週間前に、各々の年次報告に以下を含めなければならない。

a) 前漁期の SBT の洋上及び港内における転載数量及び割合

b) 前漁期に洋上及び港内転載を行った CCSBT 許可船舶リストに登録されている LSTLVs のリスト

c) 前漁期に LSTLVs から洋上転載物を受けとった運搬船に配乗されたオブザーバーの報告に関する内容及び結果を評価する包括的な報告書

これらの報告書は、拡大委員会及び関連補助機関のレビュー及び検討のために利用可能でなければならない。

32. 甲板における加工の有無を問わず、転載され、メンバー及び CNM により水揚げ又は輸入されるすべての SBT は、最初の販売がなされるまで、CCSBT 転載申告書をともなわなければならない。

33. 毎年、事務局長は、本決議の遵守をレビューする遵守委員会会合に対し、本決議の実施に関する報告書を提出しなければならない。

34. この決議は、メンバー及び CNM が、各々の国内法及び国際法に従い、その主権下にある地域に所在する港における権力を行使するための権利を何ら侵害するものではない。

35. これらの条項は、2015年1月1日から効力を有しなければならない。

36. CCSBT15 (2008) で採択された転載決議は、本決議によって破棄される。

37. 同一の措置の重複を避けるため、CCSBT 運搬船記録にある船に乗船している ICCAT、IOTC 又は WCPFC のオブザーバーは、本決議で策定された基準に合致していること、及び CCSBT 事務局が通知を受けていることを条件に、CCSBT 転載計画に参加していると見なしうる。CCSBT 事務局は、ICCAT、IOTC 及び WCPFC に提出された SBT の情報に関し連絡を保たなければならない。また、CCSBT 事務局は、転載及びオブザーバー基準について、他の地域漁業管理機関の事務局と情報交換を行わなければならない。

付属書 I – CCSBT 転載申告書

運搬船	漁船
船名及びコールサイン： 国籍： 船籍が置かれる国／漁業主体許可番号： 登録番号（該当する場合）： CCSBT 登録番号（該当する場合）：	船名及びコールサイン： 国籍： 船籍が置かれる国／漁業主体許可番号： 登録番号（該当する場合）： CCSBT 登録番号（該当する場合）：

出港 日 月 時 年 代理店名： LSTLV 船長の氏名： 運搬船船長の氏名：
 帰港 自 (港名): _____ 署名： _____ 署名：
 転載 至 (港名): _____ 署名： _____ 署名：

重量はキログラム又は単位(例 箱、カゴ)を使用しこの単位のキログラムで水揚重量を表示する： |_____| キログラム

転載場所

種	港内		洋上	製品のタイプ												
				RD ¹	GGO ¹ (kg)	GGT ¹ (kg)	DRO ¹ (kg)	DRT ¹ (kg)	Filleted ¹	Other ¹ (kg)						

転載が洋上でなされた場合、CCSBT オブザーバーの指名及び署名：

¹ 製品タイプは、丸 (RD)、えらはら抜き-尾付き (GGO)、えらはら抜き (尾なし (GGT)、ドレス-尾付き (DRO)、ドレス-尾なし (DRT)、フィレ (FL)、又はその他 (OT) として記載されなければならない。ICCAT、IOTC 又は WCPFC 転載申告書 (TD) を記入する場合は、CCSBT における上記の SBT 製品タイプに最も近い適切な製品タイプにより SBT 重量 (Kg) を記録する。

付属書 II—CCSBT 地域オブザーバー計画

1. 各メンバー及び CNM は、洋上において転載物を受けとることを認められている CCSBT 運搬船記録に含まれ、洋上転載を行う運搬船に対し、洋上における各々の転載活動の間、CCSBT オブザーバーの配乗を要求しなければならない。
2. 運搬船が SBT の転載を行う予定の航海に出航する概ね 15 日から 2 ヶ月前までの間に、旗国又は漁業主体は、CCSBT 事務局に対し、CCSBT オブザーバー配乗要請を作成し、送付しなければならない。
3. 事務局長は、オブザーバーを指名し、CCSBT 地域オブザーバー計画を実行するメンバー及び協力的非加盟国に置籍する LSTLVs から洋上において転載物を受けとることを認められた運搬船にオブザーバーを配置しなければならない。

オブザーバーの指名

4. 指名されるオブザーバーは、その任務を達成するため、次の適性を有しなければならない。
 - a) 魚種及び漁具を識別するに十分な経験
 - b) CCSBT 保存管理措置に関する十分な知識
 - c) 正確に情報を観察及び記録する能力
 - d) 観察する船の旗国の言語に関する十分な知識

オブザーバーの義務

5. オブザーバーは、次を満たさなければならない。
 - a) CCSBT が定めるガイドライン又はパラグラフ 4 (a) から (c) について訓練を受けたオブザーバーであることを条件に、IOTC 又は ICCAT の設定したガイドラインが求める技術訓練を修了すること
 - b) 可能であれば、運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の国民でないこと
 - c) 下記の 6. に定められた業務を実行する能力があること
 - d) 委員会事務局が維持するオブザーバーリストに含まれること
 - e) LSTLV の乗組員ではない又は LSTLV 会社の雇用者ではないこと

6. オブザーバーの任務は、特に次を行わなければならない。

- a) 転載の前及びその間、運搬船に転載しようとする漁船において、次を行う。
 - i) SBT を漁獲するための漁船としての許可又は許可証の正当性の点検
 - ii) 船上の漁獲物の総量及び運搬船に移される量の点検と観察
 - iii) VMS の動作の確認及び航海日誌の検査
 - iv) 船上の漁獲物が他の船舶から移されたものであるのか否かの確認及びそのような移動に関する文書の点検
 - v) 漁船が関与する違反の兆候が見られる場合、運搬船船長に対し、かかる違反を直ちに報告する
 - vi) 漁船における業務の結果をオブザーバー報告書として報告する

- b) 委員会が採択した関連する保存管理措置に対する運搬船の遵守状況を監視する。オブザーバーは、特に次を行わなければならない。
 - i. 行われる転載活動についての記録と報告
 - ii. 転載に従事した時の船舶の位置の確認
 - iii. 転載された製品の観察及び推定
 - iv. 関係 LSTLV の船名及びその CCSBT 許可船舶リスト番号の確認及び記録
 - v. 転載申告書のデータの確認
 - vi. 転載申告書のデータの証明
 - vii. 転載申告書への副署

- c) 運搬船の転載活動の日別報告を作成し、これらの日別報告を5日ごとに事務局に対して送付発出する

- d) このパラグラフに従い収集された情報をまとめた全般的な報告書の作成、及び船長に対し、関連する情報を追記する機会を提供する

- e) 観察期間の最終日から 20 日以内に、前項の全般的な報告書を事務局に提出する

- f) 委員会が定めるその他職務の遂行

7. オブザーバーは、LSTLVs 及び船主の漁業活動に関するすべての情報を機密事項として取り扱い、オブザーバーとして指名される条件として、当該要件を書面にすることに応じなければならない。

8. オブザーバーは、割り当てられた船舶を管轄する船籍が置かれる旗国又は漁業主体の法と規則において定められた要件に従わなければならない。

9. オブザーバーは、すべての船舶職員に適用される行動に関する序列及び一般規則が、本計画のオブザーバーの業務を阻害するものでないことを条件に、本計画のパラグラフ 10 に定められた船舶乗組員の義務とともに、かかる序列及び一般規則に対し敬意を払わなければならない。

運搬船の船籍が置かれる国又は漁業主体の義務

10. 運搬船とその船長が籍を置く旗国又は漁業主体のオブザーバーに関する責任は、特に次を含むものでなければならない。

- a) オブザーバーは、船舶職員、装置及び機器へのアクセスが許されなければならない。
- b) また、オブザーバーは、パラグラフ 6 に定められたその業務を遂行することを円滑化するため、要請を行った後、配置された船舶に備え付けられている場合、以下の機器へのアクセスが許されなければならない。
 - i) 衛星航行機器
 - ii) 使用されている場合、レーダー表示スクリーン
 - iii) 通信のための電子手段
- c) オブザーバーは、その他士官と同等に、部屋、食事及び適当な衛生設備を含む、宿泊設備提供を受けなければならない。
- d) オブザーバーは、事務作業のため船橋又は水先案内人室において適当な場所の提供を受け、同様にオブザーバー業務を遂行するため甲板上にも場所を提供されなければならない。
- e) 船籍が置かれる旗国又は漁業主体は、船長、船員及び船主が、オブザーバーの業務遂行において、妨害、脅迫、干渉、影響を与えること、贈賄又はその試みを行わないことを確保しなければならない。

11. 事務局長は、転載を受けた運搬船の旗国又は漁業主体及び LSTLV の旗国であるメンバー又は CNM に対し、全ての該当する機密保持要件に一致する方法で、遵守委員会会合の 4 ヶ月前までに、全ての利用可能な未処理データ、概要及び航海に関する報告を提供することが求められる。

転載の間における LSTLV の義務

12. オブザーバーは、天候及び海況をふまえ、オブザーバーの安全が十分に確保されうる場合、漁船への訪問が認められなければならない。パラグラフ 6 に定められる業務を実行するために必要とされる船舶の職員及び場所へのアクセスが許されなければならない。

13. 事務局長は、遵守委員会及び科学委員会にオブザーバー報告書を提出しなければならない。

オブザーバーにかかる費用

14. 本計画の実施にともなう費用は、転載活動への従事を望む LSTLVs の旗国であるメンバー及び協力的非加盟国によって拠出されなければならない。料金は、計画の総費用をもとに算出され、CCSBT 事務局の特別口座に支払われ、事務局長が計画実施のため口座を管理しなければならない。

15. パラグラフ 14 に求められた費用の支払いなしに、LSTLV は洋上転載計画に参加することはできない。

港内検査の最低基準を定めた CCSBT 制度に関する決議

みなみまぐろの保存に関する拡大委委員会 (CCSBT) は、

違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業活動が CCSBT によって採択された保存管理措置の有効性を減殺することから、喫緊にこれに対抗する必要があることを考慮し、

港内検査措置が、IUU 漁業の防止、抑止及び根絶のための強力かつ費用効果の高い手段を提供するものであることを認識し、

拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国 (以下「メンバー」という。) の大部分が、現在、港内検査スキームを実施していることを認識し、

CCSBT の漁獲証明制度及び大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議を想起し、

また、CCSBT はみなみまぐろ (SBT) を漁獲又は運搬することを許可された漁船の記録及び運搬船の記録を設立していることについても想起し、

1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約を含む関連国際法を想起し、

港内検査措置の採択及び実施のための発展途上国に対する支援の必要性を認識し、

CCSBT 条約第 8 条 3 項 (b) に基づき、以下に合意する。

セクション 1. 範囲

1. 本決議は、国際法に基づくメンバーの権利、管轄権及び義務を何ら損なうものではない。特に、本決議が、メンバーの港における、国際法に従った同メンバーの権限の行使 (入港を拒否する権利、及び本決議が定めるよりもより厳格な措置を採用する権利を含む) に影響を与えるものと解釈してはならない。
本決議は、適切な国際的規則及び基準 (国際海事機関及びその他の国際機関を通じて設立されたものを含む) を考慮しつつ、国際法に則って解釈及び適用されるものとする。
メンバーは、本決議に従って課された義務を誠実に履行するものとし、権利の濫用とならないかたちでここに認められる権利を行使するものとする。
2. CCSBT の保存管理措置の遵守状況をモニタリングする観点から、各メンバーは、寄港国であるメンバーとしての能力の範囲内において、以前に港において陸揚げ又は転載されていない SBT 又は SBT に由来する魚の製品を運搬する外国漁船 (ただしコンテナ船以外の運搬船を含む。以下「外国漁船」という。) に対する港内検査にかかる効果的なスキームのために本決議を適用するものとする。

3. メンバーは、寄港国であるメンバーとしての能力の範囲内において、同国の国民によって用船された外国漁船であって、同国の権限の下に運航され、かつ同国に帰港した外国漁船に対しては、本決議を適用しないことを決定することができる。このような用船は、用船しているメンバーの旗を掲げる権利を有する船舶に対して適用される措置と同様の効果でもって、用船しているメンバーによる措置の対象となるものとする。
4. その他の CCSBT の保存管理措置の明確に適用し得る規定を損なうことなく、また、本決議に別段の定めのある場合を除き、本決議は、全長 12 メートル以上の外国漁船に対して適用するものとする。
5. 各メンバーは、全長 12 メートル未満の外国漁船、パラグラフ 3 に定める用船として操業している外国漁船、及び同国の旗を掲げる権利を有する漁船について、IUU 漁業への対抗措置として、パラグラフ 4 に定める船舶に対して適用される措置と少なくとも同程度の効果を有する措置をとるものとする。
6. メンバーは、同国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、本決議の措置及びその他の関連する CCSBT の保存管理措置を通知するために必要な措置をとるものとする。

セクション 2. 連絡先

7. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、本決議のパラグラフ 11 に基づく通知を受領するための連絡先を指定するものとする。各メンバーは、本決議のパラグラフ 22 (b) に基づく検査報告書を受領するための連絡先を指定するものとする。各メンバーは、本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して連絡先の氏名及び連絡先に関する情報を通知するものとする。連絡先に何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報するものとする。CCSBT 事務局は、このような変更について、遅滞なくメンバーに通知するものとする。
8. CCSBT 事務局は、メンバーから提出されたリストに基づき、連絡先の登録簿を作成し、これを維持するものとする。登録簿及びその修正については、CCSBT ウェブサイト上に遅滞なく公表されるものとする。

セクション 3. 指定港

9. 外国漁船に対して寄港を許可しようとする各メンバーは、以下を行うものとする。

- a) 外国漁船が本決議に従って入港を要請することができる港を指定すること。
- b) 全ての指定港において、本決議に従って検査を実施するための十分な能力を確保すること。
- c) 本決議の発効から 30 日以内に、CCSBT 事務局に対して指定港のリストを提出すること。当該リストに何らかの変更が生じた場合には、遅くともその変更が生じる 14 日前までに、CCSBT 事務局に対してこれを通報すること。

10. CCSBT 事務局は、寄港国であるメンバーから提出されたリストに基づき、指定港の登録簿を作成し、これを維持するものとする。

セクション 4. 事前通報

11. 外国漁船の寄港を許可しようとする寄港国である各メンバーは、同メンバーの港を陸揚げないし転載のために使用しようとしている外国漁船に対し、港への到着予定時間より遅くとも 72 時間前までに、最低限の基準として、別添 A に定める情報を提出するよう求めるものとする。
また、寄港国であるメンバーは、当該船舶が IUU 漁業又は関連する活動に関与しているかどうかを判断するために必要と考えられるその他の情報を求めることができる。
12. 寄港国であるメンバーは、特に水産物の種類、漁場と港の間の距離を考慮して、パラグラフ 11 の規定よりも長い、又は短い通知期間を定めることができる。このような場合、寄港国であるメンバーは、CCSBT 事務局に対してこれを通知するものとし、CCSBT 事務局は、当該情報を遅滞なく CCSBT ウェブサイトに掲載するものとする。
13. 寄港国であるメンバーは、パラグラフ 11 に基づく関連情報並びに港への入港を要請している外国漁船が IUU 漁業に関与しているかどうかを判断するために必要なその他の情報を受領した後、当該船舶の入港を許可するか、あるいは拒否するかを決定するものとする。寄港国であるメンバーが当該船舶の入港を許可することを決定した場合は、港内検査に関する以下の規定を適用するものとする。

セクション 5. 港内検査

14. 検査は、寄港国であるメンバーの当局により実施されるものとする。
15. メンバーは、毎年、指定港において外国漁船によって実施される陸揚げ及び転載作業のうち少なくとも 5 % について検査を実施するものとする。

16. 寄港国であるメンバーは、外国漁船に対する検査の実施について決定する際、自らの国内法に従って、特に以下について考慮するものとする。
 - a) 船舶が、パラグラフ 11 において求める情報を完全に提供することができなかったかどうか。
 - b) 他のメンバー又は関連する地域漁業管理機関 (RFMO) からの特定の船舶に対する検査要請 (特に当該船舶による IUU 漁業にかかる疑義に対する証拠が添えられた要請である場合)。
 - c) 船舶が IUU 漁業に関与したという嫌疑に対する明白な根拠 (RFMO から得られた情報を含む) が存在するかどうか。

セクション 6. 検査手続き

17. 各検査官は、寄港国であるメンバーにより発行された身分証明書を携行するものとする。寄港国であるメンバーの検査官は、国内法に基づき、漁船の全ての関連する区域、甲板及び船室、加工済み又はその他の漁獲物、漁網又はその他の漁具、技術的及び電子的装備、通信記録及び全ての関連文書 (操業日誌、転載物である場合は積荷目録及び積荷受領証及び陸揚申告書を含む。) で、検査官が CCSBT 保存管理措置の遵守を確保するために必要と考えられるものを検査することができる。また、検査官は、船舶の船長、船員又は検査対象船の船上にいるその他全ての者に対して質問をすることができる。検査官は、違反の証拠と考えられる全ての文書の写しをとることができる。寄港国であるメンバーは、このような文書の運用上の機密性を確保するものとする。
18. 検査には陸揚げ又は転載のモニタリングを含むものとし、また上記パラグラフ 11 の事前通報において通知された SBT の数量と船上に保持された SBT の数量との照合を含むものとする。検査は、可能な限り漁船に対する干渉及び不便を最小限にとどめるとともに、漁獲物の品質低下を避けるかたちで実施されなければならない。
19. 寄港国であるメンバーの検査官は、検査の完了に際して、外国漁船の船長に対し、検査報告書 (最低限の基準として別添 B に定める情報を含む) を提供するものとする。船長に対しては、報告書に対してコメント又は異議を申し立てる機会及び旗国と連絡をとる機会が与えられなければならない。検査官及び船長は報告書に署名するものとし、船長に対して報告書の写しが提供されるものとする。船長の署名は、報告書の写しの受領の確認としてのみ機能するものとする。
20. 寄港国であるメンバーは、検査の完了から 14 日以内に、CCSBT 事務局に対して検査報告書の写しを送付するものとする。検査報告書を 14 日以内に

送付することができない場合、寄港国であるメンバーは、14日の期間内において、CCSBT事務局に対し、当該遅延の理由及び当該報告書を提出する時期について通知するものとする。

21. 旗国であるメンバーは、船長が漁船への安全な立入りを円滑にすること、寄港国であるメンバーの当局に協力すること、検査及び意思疎通を円滑にすること、並びに、寄港国であるメンバーの検査官がその職務を遂行するにあたり、これを妨害、脅迫又は干渉することがないこと、又は他の者にこれを妨害、脅迫又は干渉させないことを確保するために必要な措置をとるものとする。

セクション7. 違反が明白である場合の手続き

22. 検査において収集された情報が、外国漁船が CCSBT の保存管理措置に対する違反を犯した事への証拠を与える場合には、検査官は以下を行うものとする。
 - a) 検査報告において当該違反事項を記録すること。
 - b) 寄港国であるメンバーの当局に対して検査報告書を送付すること。当局は、CCSBT事務局、旗国の連絡先、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して検査報告書の写しを遅滞なく送付するものとする。
 - c) 実施可能な範囲において、当該違反に関連する証拠の保全を確保すること。違反に対するさらなる措置を旗国であるメンバーに委ねる場合には、寄港国であるメンバーは、収集された証拠を遅滞なく旗国に提供するものとする。
23. 違反が寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内にある場合には、寄港国であるメンバーは、同メンバーの国内法に従って措置をとることができる。寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、関連する沿岸国であるメンバー、及び適当な場合は CCSBT 事務局に対して、とられた措置について速やかに通知するものとする。
24. 寄港国であるメンバーの法的管轄権の範囲内でない違反、及びパラグラフ 23 に規定する違反であるが寄港国であるメンバーにより措置がとられなかった違反については、旗国であるメンバー、及び適当な場合は関連する沿岸国であるメンバーに委ねられるものとする。検査報告書の写し及び証拠を受領した場合、旗国であるメンバーは、違反について遅滞なく調査するとともに、CCSBT 事務局に対して、当該調査の状況、及び当該報告書の受領から 6 ヶ月以内にとられ得る取締行動について通知するものとする。旗国であるメンバーが、CCSBT 事務局に対して、受領から 6 ヶ月以内に状況報告を行うことができない場合、旗国であるメンバーは、6 ヶ月の期間内

において、CCSBT 事務局に対し、遅延の理由及び状況報告を提出する時期について通知するものとする。

25. 検査によって検査対象船舶が SBT の漁獲にかかる IUU 活動に関与したことの証拠が得られた場合、寄港国であるメンバーは、旗国であるメンバー、及び適当な場合には関連する沿岸国であるメンバーに対して遅滞なく当該事件について報告するものとし、当該船舶を IUU リスト案に掲載するため、CCSBT 事務局に対して、関連する証拠とともに可及的速やかにこれを通報するものとする。

セクション 8. 発展途上のメンバーに関する要件

26. メンバーは、本決議の実施に関する発展途上のメンバーに関する特別な要件を評価するよう奨励される。

セクション 9. 一般規定

27. メンバーは、協力の促進、情報の共有、並びに CCSBT 保存管理措置の遵守を促進するための検査戦略及び方法論に関する各メンバーの検査官の教育のために設計された検査官の交換プログラムを可能とする二国間の合意/協定を締結することが奨励される。
28. 寄港国であるメンバーの国内法を損なうことなく、旗国であるメンバーは、寄港国であるメンバーとの適切な二国間合意又は協定がある場合、又は当該メンバーからの招待に基づく場合に限り、寄港国であるメンバーの検査官に同行するために自国の職員を派遣し、自国の船舶に対する検査に立ち合わせる又は参加させることができる。
29. 旗国であるメンバーは、寄港国であるメンバーの検査官からの違反報告に関して、自らの検査官からの報告によるものと同様に、自らの国内法に従って、これを検討し、対処するものとする。メンバーは、本決議に定められた検査報告書に基づき生じる司法手続き又はその他の手続きを促進するため、自らの国内法に従って、これに協力するものとする。
30. 事務局長は、検査に関する情報について、電子データベースにこれを取りまとめるものとする。事務局長は、同データベースの生データにかかる機密性を確保するものとする。メンバーが他のメンバーの検査記録に関する情報を求める場合、事務局長は、後者が同意する場合のみ、これを提供することができる。

31. 委員会は、遅くとも 2018 年の同委員会年次会合には本決議をレビューし、本決議の有効性を改善するための改正（パラグラフ 15 に定める検査カバー率の最低水準を含む）について検討するものとする。

32. 本決議は、2017 年 1 月に効力を生ずるものとする。

Information to be provided in advance by vessels requesting port entry

入港を要請する船舶により事前に提供されるべき情報

1. Intended port of call 寄港しようとする港					
2. Port State 寄港国					
3. Estimated date and time of arrival 到着予定日時					
4. Purpose(s) 目的					
5. Port and date of last port call 最終寄港地及び寄港日					
6. Name of the vessel 船名					
7. Flag State 船籍国					
8. Type of vessel 船舶の種類					
9. International Radio Call Sign 国際無線呼出符号					
10. Vessel contact information 船舶の連絡先					
11. Vessel owner(s) 船主					
12. Certificate of registry ID 登録番号					
13. Lloyd's / IMO ship ID, if available 船舶識別番号、もしあれば					
14. External ID, if available ¹ 外部識別番号、もしあれば					
15. RFMO ID RFMO識別番号					
16. VMS ² 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMO(s) 有:RFMO(s)	Type ² :種類	
17. Vessel dimensions 船舶の寸法	Length Overall and Beam 全長及び船幅			Draft 喫水	
18. Vessel master name and nationality 船長の名前及び国籍					
19. Relevant fishing authorization(s) 関連する漁業許可					
<i>Identifier</i> ³ (確認者)	<i>Issued by</i> (発行者)	<i>Validity</i> ⁴ (効力)	<i>Fishing area(s)</i> (操業海域)	<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) (魚種)	<i>Gear</i> (漁具)
				SBT(SBF)	
				SBT(SBF)	
20. Relevant transshipment authorization(s)/transshipment declaration(s) 関連する転載許可					

¹ Provide details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers, that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

² Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されている VMS の種類として当てはまるものを丸で囲むこと：搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・国」、RFMO に対して送信される VMS を搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全ての VMS ユニットの種類及び型式を示すこと。

³ Provide the Flag State CCSBT fishing authorisation reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国の CCSBT 漁業許可リファレンス番号（例えば漁業ライセンス番号）、及び CCSBT 登録番号を示すこと（適当な場合）。

⁴ Provide the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT 漁業許可が有効である日付を示すこと（適当な場合）。

<i>Identifier</i> ⁵ 確認者		<i>Issued by</i> 発行者		<i>Validity</i> ⁶ 効力				
<i>Identifier</i> ⁵ 確認者		<i>Issued by</i> 発行者		<i>Validity</i> ⁶ 効力				
21. Transshipment information concerning donor vessels 提供船舶に関する転載情報								
<i>Date</i> 日時	<i>Location</i> 位置	<i>Name</i> 船名	<i>Flag State</i> 船籍国	<i>ID num- ID</i> 番号	<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) 魚種	<i>Type of Product</i> 製品	<i>Catch area</i> 漁獲海域	<i>Quantity</i> (in Kg) 数量
					SBT(SBF)			
					SBT(SBF)			
22. Total southern Bluefin tuna on board 漁獲総積載量						23. SBT(SBF) to be off Loaded 漁獲荷下ろし量		
<i>Species</i> (FAO 3-Alpha code) 魚種	<i>Type of Product</i> 製品形態	<i>Catch area</i> 漁獲海域	<i>Quantity</i> (in Kg) 数量	<i>Quantity</i> (in Kg) 数量				
SBT(SBF)								
SBT(SBF)								

⁵ For transshipment authorisations record “Authorisation” and the authorization reference number(s) if available; for transshipment declarations record “TD”. 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

⁶ For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関して、CCSBT 許可が有効である日付を示すこと（適当な場合）。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

Report of the results of the inspection 検査結果報告書

Where applicable, verify to the extent possible, that the details noted during the inspection, e.g. vessel identifiers/other vessel details, authorisations and SBT quantities are true, complete, correct and consistent with the information provided in accordance with the port entry request form (Annex A).

必要に応じて、検査中に留意された詳細（船舶識別子／その他の船舶の詳細、許可及びSBTの数量が真実であり、完全で、正しく、かつ入港要請様式（別添A）に従って提出された情報と整合しているかどうか等）を可能な範囲で確認すること。

1. Inspection report no ⁷ 検査報告番号				2. Port State 寄港国			
3. Inspecting authority 検査当局							
4. Name of principal inspector 主任検査官の名前				ID 身分証明書			
5. Port of inspection 検査港							
6. Commencement of inspection 検査の開始日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
7. Completion of inspection 検査の終了日時		YYYY 年	MM 月	DD 日	HH 時		
8. Advanced notification received 事前通報の受領		Yes 有		No 無			
9. Purpose(s) ⁸ 目的		LAN 陸揚げ	TRX 転載	PRO 加工	OTH (specify) その他（特定）		
10. Port and State and date of last port call 最終寄港地、国及び日付		YYYY 年	MM 月	DD 日			
11. Vessel name 船名							
12. Flag State 船籍国							
13. Type of vessel 船舶の種類							
14. International Radio Call Sign 国際無線呼出符号							
15. Certificate of registry ID 登録番号							
16. Lloyd's IMO ship ID, if available IMO船舶番号 あれば							
17. External ID, if available ⁹ IMO船舶番号 あれば							
18. Port of registry 登録港							
19. Vessel owner(s) 船主							
20. Vessel beneficial owner(s), if known and different from vessel owner 船舶実質所有者（船主と異なり、わかる場合）							
21. Vessel operator(s), if different from vessel owner 船舶の運航者（船主と異なる場合）							
22. Vessel master name and nationality 船長の名前及び国籍							
23. Fishing master name and nationality 漁労長の名前及び国籍							

⁷ Provide a unique reference number for this inspection report. 本検査報告書固有のリファレンス番号を示すこと。

⁸ Record the purpose of entry into Port by circling the relevant option(s): LAN – landing, TRX – transshipment, PRO – processing, OTH - other. For 'OTH', specify what this signifies, for example re-fuelling, re-supplying, maintenance, and/or dry-docking, etc. 関連する選択肢を丸で囲み、入港の目的を示すこと：LAN－陸揚げ、TRX－転載、PRO－加工、OTH－その他。「OTH」については、給油、補給、整備、船渠（乾ドック）等、その意味を明示すること。

⁹ Record details of any external vessel markings e.g. registration and identification numbers that are additional to the information already provided on this form. 本様式に既に提示された情報に加え、例えば登録及び識別番号等、船舶の外部標識かかる詳細を示すこと。

24. Vessel agent 船舶の代理人						
25. VMS ¹⁰ 船舶監視システム	No 無	Yes:National 有:国	Yes:RFMO s	Type: 種類		
26.CCSBT Authorised Vessel list						
CCSBT Registration Number:						
27. Relevant fishing authorization(s) 関係する漁業の当局						
Identifier ¹¹ 確認者	Issued by 発行者	Validity ¹² 効力	Fishing area(s) 操業海域	Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Gear 漁具	
				SBT(SBF)		
28. Relevant transshipment authorization(s)/Transshipment declaration(s) 関係する転載の当局						
Identifier ¹³ 確認者		Issued by 発行者		Validity ¹⁴ 効力		
Identifier ¹³ 確認者		Issued by 発行者		Validity ¹⁴ 効力		
29. Transshipment information concerning donor vessels 提供船舶に関する転載情報						
Name 船名	Flag State 旗国	ID no 登録番号	Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity (in kg) 数量
			SBT(SBF)			
			SBT(SBF)			
30. Evaluation of offloaded catch (quantity) 荷卸された漁獲物の推定 (数量)						
Species (FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared (in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、 あれば)	
SBT(SBF)						
31. Catch retained onboard (quantity) 船上保持漁獲物 (数量)						
Species(FAO 3-Alpha code) 魚種	Type of Product 製品形態	Catch area(s) 漁獲海域	Quantity declared(in kg) 申告数量	Quantity retained(in kg) 保持数量	Difference between quantity declared and quantity determined, if any(in kg) 申告数量と確定数量の差 (もし、 あれば)	
SBT(SBF)						
32. Examination of logbook(s) and other documentation 操業日誌及びその他の文書の調査				Yes 有	No 無	Comments コメント
33. Compliance with applicable catch documentation scheme(s) 漁獲証明制度の遵守				Yes 有	No 無	Comments コメント
34. Type of gear used		使用された漁具の種類				

10 Circle the correct option(s) to indicate what type of VMS is on board the vessel: Circle 'No' if no VMS unit on board, 'Yes: National' if the vessel has a VMS that transmits to a Flag State, and/or 'Yes: RFMO(s)' if the vessel has a VMS that transmits to RFMO(s); for 'Type': Provide the type and model of any VMS unit(s) on board. 船上に搭載されているVMの種類として当てはまるものを丸で囲むこと: 搭載していない場合は「無」、旗国に対して送信されるVMSを搭載している場合は「有・国」、RFMOに対して送信されるVMSを搭載している場合は「有・RFMO」。「種類」の欄には、船上の全てのVMSユニットの種類及び型式を示すこと。

11 Note the Flag State CCSBT fishing authorization reference number(s), e.g. fishing licence number, and the CCSBT Registration Number for this vessel (if applicable). 当該船舶にかかる旗国のCCSBT漁業許可リファレンス番号(例えば漁業ライセンス番号)、及びCCSBT登録番号を記載すること(適当な場合)。

12 Record the dates for which the CCSBT fishing authorisation(s) is/are valid (if applicable) CCSBT漁業許可が有効である日付を記録すること(適当な場合)。

13 For transshipment authorisations record "Authorisation" and the authorisation reference number(s) if available; for transshipment declarations record "TD" 転載許可に関しては、「許可」及び可能な場合は許可リファレンス番号を記録すること。転載申告書に関しては、「TD」を記録すること。

14 For transshipment authorisations, provide the dates for which the CCSBT authorisation(s) is/are valid (if applicable); for transshipment declarations, record the transshipment date. 転載許可に関して、CCSBT許可が有効である日付を示すこと(適当な場合)。転載申告書に関しては、転載の日付を記録すること。

35. Gear examined in accordance with paragraph g) of Annex B 調査された漁具	Yes 有	No 無	Comments コメント
36. Findings by inspector(s) ¹⁵ 検査による所見			
37. Apparent infringement(s) noted including reference to relevant legal instrument(s) 関連する法律文書に明記されている明白な違反			
38. Comments by the master 船長のコメント			
39. Action taken ¹⁶ とられた措置			
40. Master signature 船長の署名			
41. Inspector signature 検査官の署名			

¹⁵ Record whether there is any evidence to indicate that this vessel is/was involved in any SBT IUU fishing and/or fishing-related activities. 当該船舶が SBT にかかる何らかの IUU 漁業及び／又は漁業関連活動に関与したことを示す証拠があるかどうかを記録すること。

¹⁶ Record any evidence collected and/or seized in relation to suspected SBT IUU fishing or fishing-related activities, for example any photos or samples taken, and any seizure of gear, materials or documents. In addition, record measures that could potentially be taken to address any apparent infringements detected, as well as any relevant authorities/officials contacted. SBT にかかる IUU 漁業又は漁業関連活動の嫌疑に関して収集及び／又は押収された証拠（例えば写真、収集されたサンプル、漁具、用具又は文書といった押収物）を記録すること。さらに、確認された明白な違反に対してとられる可能性がある措置、並びに関連当局／担当官の連絡先を記録すること。